

# 1 一般規定

## 第1．信義誠実の原則（信義則）

### 1．意義

権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない（1Ⅱ）

### 2．契約関係がある場合

契約で定まった義務のみ果たせばそれで足りるのが原則であるが、一定の場合には信義則に基づいて、本来の義務以外の義務が発生する場合がある

- ex. AがBに、特殊な型の機械の製作及び自己所有の工場への設置を依頼した（なお、代金の支払期日はBが機械をAの工場に設置してから10日後となっている）。Bは機械を製作しAの工場へ設置しようとしたが、Aがいつまで経っても設置に必要な準備をしない
- 契約上、Aは代金をBに支払う義務を負い、Bは機械を製作した上Aの工場に設置する義務を負う
  - それとは別に、Aは機械を設置するために必要な準備をする義務を負うべきではないか？そうしないとBは機械を設置できず、その結果、代金も受け取れなくなってしまう

### 3．契約関係がない場合

何も要求できないのが原則であるが、一定の場合には契約関係がなくても、信義則に基づいて契約関係類似の関係が生じることがある

- ex. 歯科医院を開設したいというBがAに対して、「Aの所有する建物に特殊な電気設備を施した上で売って欲しい」と言うので、Aはその電気設備を施して準備していた。しかし、契約日直前になってBが「やっぱりやめた」と言い出した
- AとBとの間にまだ契約関係はないから、AはBに対して電気設備の施工等に要した費用を請求できないのが原則
  - それでは、不誠実なBに対して、Aがあまりにかわいそうであるため、信義則に基づいて、電気設備の施工等に要した費用を請求させるべき

## 第2. 権利濫用

### 1. 意義

権利の濫用は、これを許さない（1Ⅲ）

### 2. 権利の行使が認められない場合

ex. Xは、温泉を経営するY会社が他人の土地2坪程をかすめて引湯管を設けているのに目を付け、その土地を買い受けてYに不当に高額な価格での買取りを要求したが拒否された。そこで、XがYに対し引湯管の撤去を請求した

→権利の濫用に当たり、認められない（大判昭10.10.5）

✓ 不法行為となるには、相当違法性の高い行為（＝「悪い」行為）である必要がある

### 3. 権利の行使が不法行為となる場合

ex. 武田信玄がかつて旗を立てかけたという個人所有の由緒ある松が、近くを通る蒸気機関車の煤煙と振動によって枯死した

→権利の濫用として、正当な権利行使とはいえず、不法行為となり損害賠償責任を負う（大判大8.3.3）